くみあいニュース

No. 14

2006.8.25 発行　京都工芸繊維大学職員組合発行
http://web.kyoto-inet.or.jp/people/kitunion/

シリーズ
これでいいのか、任期制 （5）

8 月 10 日　任期制説明会が行われる！

―質問状にまともに回答せず、組合は再質問状を提出ー

8 月 10 日に開かれた説明会では、来年以降の新職制への任期制導入については触れないなど、組合が 8 月 8 日に提出した質問に対して、ほとんど回答が得られませんでした。

9 月 4 日には、学長が助手を集めて懇談会を開くと聞いていますが、説明会では、助教の問題、現職助手の処遇については全く説明を避けておきながら、立場の弱い助手に直接説得を図るものであるとしたら、全く不当であります。助手のみに説明をすれば良いという性格の問題ではないからです。

説明会での学長、理事の以下の発言は、説明会以前に増して、任期制導入への疑問を募らせるものとなりました。

学長 「任期制導入の目的は、人件費削減である。(教育･研究への影響については) 証明するデータはないが、試行させてほしい。」

将来の大切な教育研究の担い手である助手への任期制を、人件費削減のためにだけ導入するという学長の発言は、その見識が疑われます。責任ある経営者であるなら、新しい制度について、大学本来の使命である教育研究に与えるメリットとリスクの両面から精査し、説明すべきです。「他に人件費を削減する方法があるなら、対案を出してほしい。」という発言は、経営者としてあまりに乱暴な発言といえます。

理事 「例えば、阪大基礎工学研究科では、全員に任期制を適用している。合法性には問題はない。」

工学研究科全体への任期制導入について、大阪大学基礎工学研究科の例が出されましたが、阪大の基礎工学部には、技官ポストをポスドク助手に流用する場合を除き、助手の任期制は存在しません。阪大工学部には、任期制はあるものの、本学のような再任 1 回限りという容赦ない「首切り制度」はありません。誤った情報で提案を正当化しようという法人の説明は許されません。学部教育をかかえる理工系研究科としては、全国的に類をみない異常な任期制を導入しようとしていることを自覚し、慎重に審議すべきです。

7 月 31 日，労働条件改善に関する労使交渉が行われる！

労使間で下記の事項を確認しました。

１．法人は、給与規則中の附則にある特定職員（教授と 7 級以上の一般職員）の昇給については、ランク C（良好）の昇給幅が抑制されている分、ランク A、ランク B の人数の割合を増やすことで、バランスを取る。基本は公務員と同じ割合としつつ、法人として変更の余地を残す。平成 19 年 1 月を例に取ると、A ランクをなくして B ランクだけにして、４０％以上を 3 号昇給とすることもある。

２．法人は、昇給評価の基準・方法・異議申し立て制度について、8 月末の人事委員会の答申後、公開し、学内からのパブリックコメントを受け付ける。従来の勤勉手当や特別昇給の評価との違いとして、過去 1 年間あるいは複数年に遡った評価を行う。

３．育児のための部分休業の特例の適用範囲を、小学校就学時まで引き上げることについて、3 歳児未満の部分休業に適用している「給与を減額しない」という条件を含まない内容で、労使間で協定を結ぶ。現在、部分休業をとっている職員の子が 9 月 9 日で満 3 歳になるため、その職員が引き続き部分休業が取得できるよう、できる限り努力する。

４．法人は、教員が産休・育休をとることにより必要となる業務の支援については、該当部門などと相談して、非常勤教員などの代替要員を確保するための制度を整備し、次世代育成支援の行動計画などに盛り込み、実効あるものにする。

この他に，非常勤職員の 3 年雇い止めの廃止あるいは期限延長，非常勤職員の夏季特別休暇，センター入試特別手当の職員への支給を要求しましたが，法人は、事前折衝の段階で，これまでの回答に変わりなしという態度に終始しました。

非常勤職員の夏季特別休暇については，常勤並みが困難であるとすれば，お盆の時期の一斉休業を，可能な限り有給で，学内合意が得られれば無給で，実施するかどうかを考えねばなりません。今後，組合としてもアンケートなどで調査していきたいと考えています。

～書記局のつぶやき～

全大教の人勧特集号にもありましたように，今年の国家公務員のベアはゼロ勧告でした。好況で賃金上向きの民間の流れに逆らう勧告です。50 人以下の中小企業まで含めて官民格差を出したためですが，公務員の賃金を抑制するために，故意に計算式を変えたようなものです。昨年までの基準なら，月額数千円のアップでした。しかし、今年は久しぶりに給料が下がらないで済むと，思わずほっとしてしまいました。